

大総務第 92 号
令和 2 年 2 月 28 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の市規則として制定している大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成 25 年大阪市規則第 160 号。以下「条例施行規則」という。）を次のとおり改正することについて、同条第 5 項の規定に基づき諮問します。

記

1 改正内容

- (1) 条例施行規則別表第 1 に掲げられている別紙 1 記載の法人を条例第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる法人である外郭団体として条例施行規則別表第 2 に掲げること。
- (2) 条例施行規則別表第 2 に掲げられている別紙 2 記載の法人を条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人である外郭団体として条例施行規則別表第 1 に掲げること。
- (3) 条例施行規則別表第 1 及び別表第 2 に掲げられている別紙 3 記載の法人を外郭団体に該当しないものとしてこれらの表の規定から削除すること。
- (4) 条例施行規則別表第 1 に掲げられている別紙 4 記載の法人を引き続き条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人である外郭団体として同表に掲げること。

2 改正期日

令和 2 年 4 月 1 日

別紙 1

株式会社湊町開発センター

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 6 条第 4 項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的の内容

本市が当該法人のために負担している当該法人に対する金融機関の貸金債権の損失補償債務に係る債権の発生を回避すること。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程(以下「指定基準規程」という。)第 4 条第 1 号ア(7)に該当)

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の行政目的を達成することが困難である理由

当該法人は、本市の損失補償債務に係る金融機関の貸金債権の債務者であるため。

(3) (1)の行政目的を達成するために当該法人に求める役割

本市の損失補償債務に係る当該法人に対する金融機関の貸金債権が回収不能とならないよう健全な財務運営を図り、当該貸金債権に係る債務を着実に履行すること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人の事業経営の指導及び調整の必要性

当該法人は、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停を経て再建中の法人であり、本市が当該法人のために負担している多額の損失補償債務は本市にとって大きな財務リスクであることから、当該法人の再建が着実に果たされているかを厳重に監視監督する必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の再建が着実に果たされているかを監視監督するためには、株主としての支配権を通じて、財務の健全性など当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第 4 条第 2 号において引用する同規程第 3 条第 1 項第 2 号該当性

本市が保有する当該法人の株式に係る議決権比率 99.9%

(指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号ア(7)に該当)

3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無

なし。

別紙 2

大阪市高速電気軌道株式会社

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 6 条第 4 項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

市営地下鉄事業を民営化し当該法人に事業を移管するに際して本市が策定した民営化プランの内容を着実に実現すること。

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

本市が策定した民営化プランの内容は地下鉄事業を通じて実現するものであり、当該事業を移管した当該法人以外にその内容を実現する主体は存在しないため。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第 3 条第 1 項第 1 号ア(ア)に該当)

(3) (1)の施策を達成するために当該法人に求める役割

民営化プランの内容を実現するための事業を計画的かつ着実に推進すること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

民営化プランには、必ずしも当該法人の収益に直接つながらない内容（ホーム柵の設置やエレベーターの整備など）のものもあることから、これらを着実に推進するためには、当該法人の事業活動の方針等について、当該法人の自律性にゆだねるのではなく、本市が一定の指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号該当性

議決権比率 100%

(指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号ア(ア)に該当)

3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無

なし。

大阪市住宅供給公社

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

子育て世帯をはじめとする中堅層向けの比較的規模の大きい良質な賃貸住宅を適正な賃料で供給することにより中堅層の市内居住を促進すること。

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、地方住宅供給公社法に基づき、本市が全額出資して設立した住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため住宅を必要とする勤労者に居住環境の良好な住宅を供給することを目的とする法人であって、市内に多くの既存の住宅ストックを保有しており、(1)の施策に沿った事業活動を行うことができる条件が整っている数少ない事業者であるため。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第3条第1項第1号ア(オ)に該当)

(3) (1)の施策を達成するために当該法人に求める役割

市内において、その保有する既存の住宅ストックを適切に維持管理し、子育て世帯をはじめとする中堅層向けの比較的規模の大きい良質な賃貸住宅を、適正な賃料で将来にわたって安定的かつ継続的に供給すること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

市内において住宅の賃貸事業を営む事業者は収益力の高い単身者向けの小規模な住宅を供給する傾向にある。

このように民間の賃貸住宅市場では十分供給されていない相対的に収益力の低い中堅層向けの比較的規模の大きい住宅を、当該法人に継続的かつ安定的に供給させるためには、当該法人の事業活動の方針等について、当該法人の自律性にゆだねるのではなく、本市が一定の指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第3条第1項第2号該当性

当該法人を条例第2条第1項第1号に掲げる法人に該当するものとして外郭団体の指定をするものであるため、指定基準規程第3条第2項の規定により同条第1項第2号の規定は適用されない。

- 3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無なし。

大阪シティバス株式会社

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

市営バス事業を民営化し当該法人に事業を一括譲渡するに際して本市が策定した民営化プランの内容を着実に実現すること。

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

本市が策定した民営化プランの内容は市営バス事業を引き継いで実現するものであり、当該事業を譲り受けた当該法人以外にその内容を実現する主体は存在しないため。

(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第3条第1項第1号ア(7)に該当)

(3) (1)の施策を達成するために当該法人に求める役割

民営化プランの内容を実現するための事業を持続的かつ安定的に維持し、発展させること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

民営化プランには、必ずしも当該法人の収益に直接につながらない内容（不採算路線の維持）のものもあることから、これらを着実に推進するためには、当該法人の事業活動の方針等について、当該法人の自律性にゆだねるのではなく、本市が一定の指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第3条第1項第2号該当性

議決権比率 34.7%

(指定基準規程第3条第1項第2号ア(イ)に該当)

3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無あり。

大阪市高速電気軌道株式会社（当該法人の株式に係る議決権比率 65.3%）

なお、当該法人に対する影響力が本市と同等以上の法人は存在するが、本市の施策の達成のためには、当該法人の事業経営に対して影響力を行使する必要があるとともに、当該法人に対する影響力を有する前記会社については、本市が有する株式に係る議決権が比率 100% となっており、当該法人に対する本市の影響力の行使に際して同社の存在が支障となることはないと考えられる。

別紙 3

条例施行規則別表第 1

大阪港埠頭株式会社

株式会社大阪市開発公社

株式会社大阪城ホール

公益財団法人大阪国際交流センター

条例施行規則別表第 2

大阪港埠頭ターミナル株式会社

大阪港木材倉庫株式会社

大阪外環状鉄道株式会社

(条例施行規則別表第 1 及び別表第 2 の規定から削除する理由)

所管所属において、大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第 3 条及び第 4 条に規定する要件に該当しないと判断されたため。

1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 6 条第 4 項各号に掲げる事項

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

下水処理場、ポンプ場、下水管路その他の本市の下水道施設全体を総合的かつ一体的に維持管理し運営すること。

(2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、本市が直営で実施していた下水道施設全体の総合的かつ一体的な維持管理及び運営業務（以下「本市下水道施設の維持運営業務」という。）を民間の経営手法を活用して効率的に実施していくために設立し、本市職員を転籍させたものであり、本市には当該業務を実施する体制はなく、安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する唯一の事業者であるため。

（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第 3 条第 1 項第 1 号ア(7)に該当）

(3) (1)の施策を達成するために当該法人に求める役割

本市下水道施設の維持運営業務の委託に際して本市が策定した下水道事業経営形態見直し基本方針にのっとり事業の運営やノウハウの継承・人材の養成を行い、当該業務を効率的に実施することができるノウハウや体制を将来にわたって安定的かつ継続的に維持・発展すること。

(4) 当該法人に(3)の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

ア 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

当該法人に本市が策定した下水道事業経営形態見直し基本方針にのっとり事業の運営やノウハウの継承・人材の養成を行わせていくためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

イ 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。

2 指定基準規程第 3 条第 1 項第 2 号該当性

本市が保有する当該法人の株式に係る議決権比率 100%

(指定基準規程第3条第1項第2号ア(7)に該当)

- 3 当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人の有無なし。